

平成 28 年 10 月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 28 年 10 月 28 日(金曜日)午後 1 時 30 分～

2. 場 所 芸西村村民会館 2 階 研修室 1

3. 出席委員 14 名

1 番 吉永 義量	2 番 貞広 誠也	3 番 松本 増男
4 番 川田 忠宏	5 番 西村 茂	
7 番 清藤 紀嘉	8 番 高松 敏子	9 番 上杉 卓朗
10 番 門脇 久仁彦	11 番 今村 栄光	12 番 山中 成哲
	14 番 白石 裕二	15 番 西笛 勤
	17 番 吉永 まり子	

4. 欠席委員 2 名

5. 事務局

書記代理 吉永 卓史

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について（受付番号 5 1～5 4）

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 2 件

議案第 3 号 その他

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議長 ただいまから 10 月定例会を開催します。本日の出席委員は 14 名であります。欠席者は 2 名です。出席委員 14 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は白石裕二委員と松本増男委員にお願いします。

議長 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号 5 1～5 4）議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。今月は 4 件の利用権設定の案件が出ています。受付番号 5 1 番ですが、大字和食字中入野甲 2971 番で地目は田、面積は 2,090 m<sup>2</sup>です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H28 年 9 月 1 日から H31 年 8 月 31 日までの 3 年です。作付けはピーマンで、主な経営作物はハウスでのナス栽培です。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面のとおりです。

受付番号 5 2 番ですが、大字西分字四反田甲 5606 番で地目は田、面積は 4,756 m<sup>2</sup>です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H28 年 11 月 1 日から H33 年 10 月 31 日までの 5 年です。作付けはナスで、主な経営作物もハウスでのナス栽培です。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面のとおりです。

受付番号 5 3 番ですが、大字和食字上中筋甲 5739 番で地目は田、面積は 2,162 m<sup>2</sup>です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H28 年 9 月 16 日から H38 年 9 月 15 日までの 10 年です。作付けはナスで、主な経営作物もハウスでのナス栽培です。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面のとおりです。

受付番号 5 4 番ですが、大字西分字柏原甲 6286 番、甲 6287 番で地目は田、面積は 700 m<sup>2</sup>です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H28 年 9 月 1 日から H38 年 8 月 31 日までの 10 年です。作付けは花卉で、主な経営作物もハウスでの花卉栽培です。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面のとおりです。

説明しました 4 件につきまして、経営農地の効率的利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定4件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 続きまして第2号議案 農地法第5条第1項の規程による許可申請2件について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第2号議案 農地法第5条第1項の規程による許可申請について説明いたします。受付番号14 土地の所在は和食字田淵甲1734番1、甲1738番、甲1735番1、甲1753番、地目は畑で現況も畑で転用面積は884㎡、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用目的は事業用倉庫を建設とのことです。申請地の四方は宅地や道路に囲まれ生産性の低い農地であります。また、農地区分は甲種・第1種・第2種・第3種いずれも該当しないことからその他の農地(第2種農地)と判断します。昨日に会長、貞広委員、西笛委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号15 土地の所在は西分字真福寺甲550番地1、甲550番2、地目は宅地で現況は畑で転用面積は323.96㎡、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用目的は集会所を建設とのことです。また、農地区分は甲種・第1種・第2種・第3種いずれも該当しないことからその他の農地(第2種農地)と判断します。昨日に会長、岩宗委員、岡村委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長 事務局の説明が終わりました。地区委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

貞広委員 受付番号14と15については隣接農地所有者から同意も得ているということで転用することに問題はありませぬ。

議 長 地区委員の発言が終わりました。問題ないということでしたが、質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請の 2 件について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは、第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請 2 件については、許可いたします。

議 長 続きまして第 3 号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。なければ、これで 10 月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 2 時 30 分)

議事録署名委員

白石 裕二

議事録署名委員

松本 増男